

政策会議付議事案書（令和6年1月25日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 稲垣 由美恵

<p>事案名</p>	<p>秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例」が参酌する「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により一部改正されました。</p> <p>この改正では、施設における重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して利用申込者による閲覧ができるようにしなければならないこととなります。</p> <p>つきましては、「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例」を一部改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府第86号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公布日 令和5年12月26日 ・ 施行日 令和6年4月1日 	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例」の一部を改正し、施設の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して利用申込者による閲覧ができるようにしなければならないこととすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年3月 令和6年3月秦野市議会第1回定例月会議に条例改正議案を提出 ・ 令和6年4月1日 条例改正の公布・施行 	

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、施設の重要事項を書面掲示に加え、インターネットを利用して利用申込者による閲覧ができるようにしなければならないこととするため、改正するものであります。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により、公衆が閲覧できるようにしなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に役立つと認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により、公衆が閲覧できるようにしなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に役立つと認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>

重要事項の掲示について

令和 6 年 1 月 2 5 日

保育こども園課

重要事項

- ・ 運営規程の概要
(施設の目的及び運営方針、提供する特定教育・保育の内容など)

- ・ 職員の勤務の体制
(園長、副園長、主任保育士、栄養士、事務員などの人数・役割など)

- ・ 利用者負担
(保育料以外に必要とされる利用者負担)

- ・ その他、利用者が施設を選択するに当たって役立つと認められる重要事項

1 改正前

保育施設の見やすい場所に、掲示しなければならない

例：施設玄関脇の掲示板など

2 改正後

- ・ 保育施設の見やすい場所に、掲示しなければならない
- ・ インターネットを利用して、閲覧できるようにしなければならない

府

令

○内閣府令第八十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに母体保護法を実施するため、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 岸田 文雄

（母体保護法施行規則の一部改正）

第一条 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

改正前

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

〔条を削る。〕

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第二条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（揭示等）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 略

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 同上〕

改正前

（揭示）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（電磁的記録等）

第六十二条 同上

<p>改正後</p> <p>(法第七條第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 「イホ 略」</p>	<p>改正前</p> <p>(法第七條第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 「イホ 同上」</p>	<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「356 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。 (子ども・子育て支援法施行規則の一部改正) 第三条 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>改正後</p> <p>(法第七條第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 「イホ 同上」</p>	<p>改正前</p> <p>(法第七條第十項第四号の基準) 第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 「イホ 同上」</p>	<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「356 同上」</p>

<p>改正後</p> <p>(定義) 第二条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名</p>	<p>改正前</p> <p>(定義) 第二条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p>	<p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供されていること。</p> <p>「23525 略」</p> <p>「23525 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。 (内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正) 第四条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和五年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
<p>改正後</p> <p>(定義) 第二条 「同上」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。 「号の細分を加える。」</p>	<p>改正前</p> <p>(定義) 第二条 「同上」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p>	<p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 同上</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。</p> <p>「23525 同上」</p> <p>「23525 同上」</p>

□ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 「略」
（氏名等を明らかにする措置）

2 法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3 「略」

（電磁的記録による作成等）

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的記録による作成等をする場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービスクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 行政機関等が、内閣府の所管することも家庭庁関係法令（告示を含む。）の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

（氏名等を明らかにする措置）

2 法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。

3 「同上」

（電磁的記録による作成等）

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的記録による作成等をする場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

「項を加える。」

サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年内閣府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

「2・3 略」

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 「略」

改正前

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

「2・3 同上」

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 「同上」

備考	表中の「」の記載は注記である。
2	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2	二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 [同上]

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第六十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第五十一条及び関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日 厚生労働大臣 武見 敬三

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条から第五十条までを削る。

第二条 未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条から第二十四条までを削る。

第三条 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十一条までを削る。

第四条 未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

第五条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを削る。

第六条 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条の見出しを「手帳の返還」に改め、同条中「届出義務者は」の下に、「速やかに」を加え、「その旨を届け出なければ」を、「戦傷病者手帳を返還しなければ」に改める。

第十九条から第二十二号までを削る。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）
第七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）
第八条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）
第九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十七号までを削る。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○子ども家庭庁告示第十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十二号）附則第二項の規定に基づき、同令第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二十二第一項の審査・証明事業を令和五年十二月二十六日付けで認定したので、同令第五条の二十二第一項の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子

一 認定法人の名称 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

二 認定法人の所在地 東京都港区港南四丁目七番八号都漁連水産会館

三 審査・証明事業の名称 子ども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技術についての審査・証明事業

○総務省告示第四百三十四号
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和五年十二月二十六日

総務大臣 松本 剛明

名称	立憲民主党本部周辺地域
期 間	令和五年十二月二十八日から令和六年十二月二十七日まで
地 域	東京都千代田区 平河町二丁目 平河町二丁目 準町
名 称	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点